

# 恵那市 空き家バンク制度

空き家を売りたい  
貸したい方へ



## 空き家バンク制度とは？

空き家になってしまった家や、土地を有効活用するとともに、恵那市と住民との交流を拡大して定住促進による地域の活性化を図ることを目的としています。

空き家を売りたい・貸したい方へ



恵那市の人口減少と少子高齢化に少しでも歯止めをかけるため、移住希望者の方へ提供する空き家を探しています。

### ヒント

空き家バンクに登録したからといってすぐに借り手・買い手が見つかるとは限りません。その点お含みの上、ご登録ください！



# 恵那市「空き家バンク」について

## 1. 事業の目的

市外からの移住・定住者を増やし、地域住民と協調して生活できる方に定住していただくことにより、地域の活性化と人口減少の抑制を進めるため、市内における空き家の有効活用を進めています。このために、まず利用できる空き家情報を整理・拡充し、移住・定住希望者への情報提供を行い、移住・定住のための空き家活用の一元的サポート体制を整え、利用登録者や市内の物件提供者の利便性の向上を図っています。

## 2. 事業内容

「恵那市空き家バンク」は、市内に空き家や遊休土地を所有している方から物件情報をいただき、その情報をホームページなどで公開し、U・I・Jターンなどで空き家利用を希望する方へ紹介するシステムです。契約は下記の方法で行います。

- ・ 直接型： 空き家の提供者と空き家の希望者間で直接契約を行なう方法。
- ・ 間接型： 空き家の提供者と空き家の希望者間の交渉及び契約を不動産業者に依頼する方法。

## 3. 事業内容

### 【物件登録関係】

- ・ 情報の収集
- ・ 物件の登録
- ・ 物件の調査
- ・ 物件の情報管理

### 【利用登録関係】

- ・ 空き家情報の提供（HP、情報誌等）
- ・ 利用者の受付
- ・ 空き家等の紹介（現地案内、希望物件の内覧調整連絡）

### 【情報提供関係】

- ・ 市ホームページ等メディアでの情報提供
- ・ バンク機能や利用促進のチラシ作成及び配布
- ・ 契約等の紹介、案内



※「恵那市空き家バンク」を利用するには、「恵那市空き家バンク利用者登録」が必要となります。詳しくはウェブサイトまたは下記へお問い合わせください。

◆ 恵那市役所 移住定住推進室 恵那暮らしサポートセンター ◆

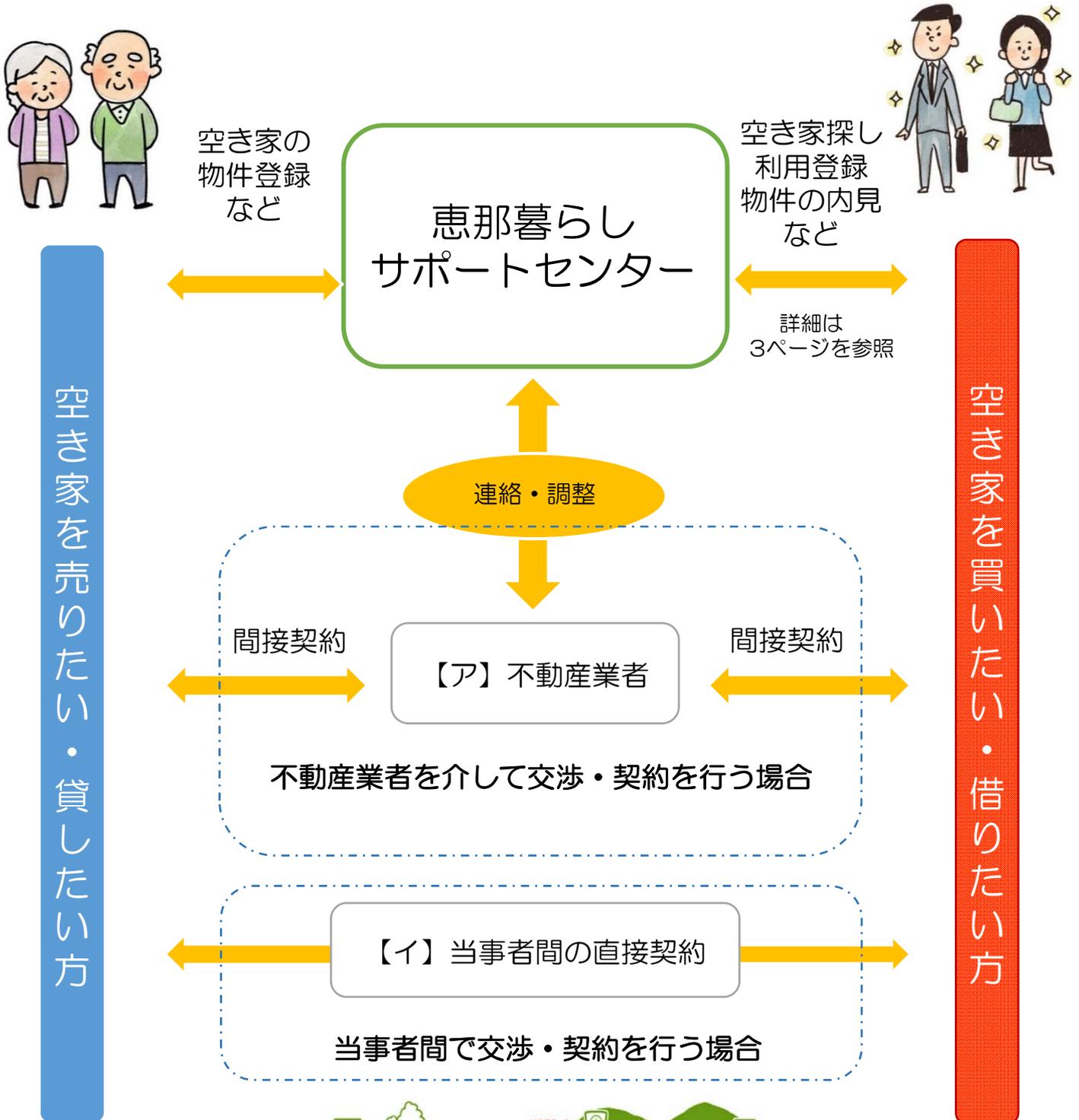
（月曜日～金曜日の8:30～17:15）

TEL: (0573) 26-2111 (内線338) FAX: (0573) 26-4799

E-mail: enagurashi@city.ena.lg.jp



# 空き家バンク制度のイメージ



# 空き家を売りたい・貸したい方へ



## 空き家バンク 物件登録から契約までの流れ

恵那暮らし  
サポートセンター対応

ステップ①  
受付

「空き家バンク物件登録申込書」  
をご提出ください

申込書提出後のチェック  
税情報、登記簿等の収集及び審査

登記等の支障内容の修正作業

未登記・相続・共有者・農地など  
売却の支障内容の報告

修正作業完了報告

登記等の確認再審査

ステップ②  
調査

物件の現地調査の際の立ち会い  
(ご本人の立ち会いが難しい場合  
は、鍵管理者の立ち会いでOK)

庁内で登記簿審査完了後  
物件現地調査

空き家バンク登録 完了 (ホームページに情報公開)

ステップ③  
内見

内見の際、立ち会いください  
(ご本人の立ち会いが難しい場合  
は、鍵管理者の立ち会いでOK)

- ・内見希望者受付
- ・内見日の日程調整
- ・内見希望者をご案内

ステップ④  
契約交渉

契約交渉  
【ア】 仲介による契約の場合  
不動産業者を介して交渉・契約  
【イ】 当事者間の直接契約  
利用希望者と直接交渉・契約

内見者から  
契約希望があった場合

ステップ⑤  
結果報告

成立or不成立の結果を恵那暮らし  
サポートセンターへおしらせ  
ください

### 注意

恵那暮らしサポートセンター  
では契約の内容などに関して  
は一切関与できません。

契約に関しては、不動産業者  
もしくは当事者間での交渉を  
お願い致します。

契約手続き 完了



## 空き家を売りたい・貸したい方へ



# よくあるご質問 Q&A

**Q.** 空き家バンクに空き家の登録するには、費用はかかりますか？

**A.** 空き家バンクの登録には、費用はかかりません。  
ただし、物件を登録するために登記事項などの変更が必要な場合は、別途費用がかかる場合があります。  
また間接契約で不動産業者の仲介の上契約した場合には、別途仲介手数料がかかります。

**Q.** 不動産業者に取引を依頼している物件でも空き家バンクを利用できますか？

**A.** 利用可能です。  
ただし、恵那市空き家バンク活用支援補助金は恵那市空き家バンクを利用した契約の場合のみでご利用いただけます。

**Q.** 受付から物件登録までどのくらいの期間がかかりますか？

**A.** 登記簿や公図の調査に加え、現地調査が必要になりますので、  
だいたい一か月程度をみていただけたらと思います。  
調査結果で登記簿や所有関係の整理が必要な場合には所有者様の対応によりさらに時間がかかることもあります。

**Q.** 相続されていない物件でも空き家バンクに申込みできますか？

**A.** 申込みはできます。ただし物件・土地の所有権(登記)の調査結果で、登記の手続き等の修正が必要な場合があります。市の登記等の補助制度がありますので、恵那暮らしサポートセンターご相談ください。

### 【空き家バンク情報】

空き家バンクの物件登録情報はQRコード以下のホームページよりご覧になれます。



空き家バンク (物件登録情報)  
<https://kurashi.enalifebizsupport.jp/akiyabank/>



### ご連絡先

#### 恵那暮らしサポートセンター

〒509-7292  
岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1  
恵那市役所 移住定住推進室  
利用時間：8：30～17：00  
(土日・祝日と年末年始を除く)  
TEL：0573-26-2111 (内線339)  
E-mail : enagurashi@city.ena.lg.jp  
Web : <https://enalifebizsupport.jp/>

